

(仮称)伊賀市地下水保全条例(案)について

1. 経緯

2021(令和3)年6月 水循環基本法改正

- ▶ 「水循環に関する施策」のなかに「地下水の適正な保全及び利用に関する施策」が含まれることとなりました。(第4条)
- ▶ 地域の実情に応じ、地下水の適正な保全及び利用を図るため、必要な措置を講じるよう努める(第16条の2)
 - ①地下水に関する観測又は調査による情報の収集⇒整理、分析、公表及び保存
 - ②地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置
 - ③地下水の採取の制限その他の必要な措置 など



「(仮称)伊賀市地下水保全条例」

本市でも、この改正の趣旨を受け、地下水を**市民共有の貴重な財産**であり、**公共性の高いもの**であるにとらえ、地下水を保全し良好な市民の生活環境の確保に寄与することを目的とした新しい条例を制定したいと考えています。

ただし、現在のところ、伊賀市では、地盤沈下や地下水の枯渇等切迫した事案の発生は確認していないことから、基準を設けて地下水採取量等の規制を行うことはせず、事業用に一定規模以上の揚水施設により地下水を利用している事業者からの**定期的な地下水採取量の報告**を中心に検討しています。

2. 条例の概要

【対象】

次の条件をすべて満たす場合について対象とします。

①事業を目的として地下水を採取する場合

- ▶ 市の事業のために揚水施設を設置、使用するものを除きます。
- ▶ 温泉(温泉法)及び可燃性ガスを溶存するもの(鉱業法)を除きます。

②動力を用いた施設(揚水機)で地下水を採取する場合

- ▶ 揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が19平方センチメートル以上のものに限りします。

【届出・報告】

上記対象に該当する事業者は、市長に次の届出及び報告を行います。

- ①地下水採取届出書・・・・・・・・・・用水施設を設置するときの届出
- ②地下水採取変更届出書・・・・・・・・届出済みの内容等を変更するときの届出
- ③地下水採取廃止等届出書・・・・・・・・届出済みの揚水施設を廃止する場合や、揚水機の規模を届出要件未滿に変更するなどのときの届出
- ④地下水採取量等報告書・・・・・・・・地下水の採取量の報告
報告期間等 4～9月分を10月
10～翌年3月分を4月に報告
- ⑤地下水採取既存施設届出書・・・・条例施行の際、既に揚水施設を設置しているときの届出

【立入調査】

本条例は、地下水採取量や採取地域等の規制等を行う趣旨ではありませんので、立入調査については、届出内容の確認に加え、不測の事態に備えて定めるものです。

市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に揚水施設及び地下水採取量の測定場所等に立ち入らせ、揚水施設等を調査させることができることとし、地下水採取者は、これを受入れなければならないものとします。

【地下水の循環利用等】

市民共有の貴重な財産である地下水の保全を目的としていることから、地下水採取者は、循環利用等により採取する地下水の水量の削減に努めなければならないこととします。

【啓発】

地下水保全の目的の実効性を高めるため、市の責務として、条例の趣旨を広く市民に啓発する取り組みについて規定します。

※主な内容は条例で規定し、各届出についての期限や方法、報告の期間や様式など、詳細については、別に規則により定めることとします。